

市川市放射線量低減実施計画

平成24年11月

1. 放射線量低減に向けての市の姿勢

市では、平成23年9月2日に策定（11月4日改定）した「市川市放射線量低減の取り組みに係る基本方針」（以下「基本方針」という。）で「1年後を目途に追加被ばく線量を1mSv/年以下にする」こととし、これを実現するため低減対策を行う目安値を0.23 μ Sv/時と定め、目安値以上の市の施設について、低減対策を行ってきました。

また、低減対策に取り組むための組織として、平成23年11月7日に「放射能対策担当室」を設置し、平成24年4月1日からは新たに市長直轄の「危機管理室」の中に「放射能対策課」を設置し、基本方針の目標達成に向けて低減対策を進めてきた結果、目標を達成できたことから、今後は、新たな基本方針に沿った低減対策等に取り組めます。

2. 放射線量低減への取組方針

市では、「基本方針」の目標である「追加被ばく線量1mSv/年以下」を維持するため、「市川市放射線量低減実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、計画的に対策を実施するとともに、次のとおり引き続き放射線量の低減対策等に取り組めます。

- ①市の施設について引き続き測定を実施するとともに、局所的に比較的高い空間放射線量を示すおそれのある箇所の低減対策に取り組めます。
- ②内部被ばくに対する取り組みとして、市内産農産物等の検査を引き続き実施します。
- ③市民の放射性物質による不安を解消するため、空間放射線量等の情報提供や放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

なお、市内の国、県などが管理する公的施設や私立の学校、幼稚園などについては「基本方針」に沿った取り組みを継続するよう要請するとともに、低減対策等に関する相談に応じていきます。

「実施計画」については、今後も国や県、東京電力株式会社の対応を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

3. 各施設における放射線量低減の取り組み

(1) 小・中学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等について

市ではこれまで、子どもたちの年間追加被ばく線量を減らすため、必要に応じて保護者の協力を得ながら、集水桝の清掃や砂場の管理、草刈り、樹木の剪定など、日常の環境整備を充実させるとともに、校庭等の表土や側溝の土砂を撤去し、その土を一時保管場所に運搬するなどの低減対策を行い、その結果、小・中学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等での空間放射線量は、すべての施設で低減対策を行う目安値より厳しい $0.19\mu\text{Sv/時未満}$ となっています。

また、学校給食やプール水等の検査を実施していますが、放射性物質は検出されていません。

今後も引き続き、局所的に比較的高い空間放射線量を示すおそれのある箇所について、次の低減対策を行うとともに学校給食等の検査を継続します。

- ①草刈り、落ち葉の除去を行い、燃やすごみとして処分する。
- ②校庭や園庭などの局所的に線量が高い場所で表土の天地返しや覆土を行う。
- ③雨樋下や集水桝内の土砂、屋上の土砂等の除去を行い、土のう袋に収納し施設内に埋めるなどして安全に保管する。

(2) 公園等について

公園については、清掃や草刈りなどの管理業務を徹底し、空間放射線量の低減対策を行ってきました。

測定については、比較的空間放射線量の高い北部から開始し、市内すべての公園等の空間放射線量調査を行い、低減対策を行う目安値以上の施設について順次低減対策を進めてきた結果、目安値以上の施設はなくなりました。

今後も、樹木の剪定や草刈り、落ち葉の除去など日常の維持管理に加え、集水桝や砂場など局所的に線量が高い場所について、清掃などの低減対策を継続します。

4. その他の取り組み

次の低減対策等を引き続き実施します。

- ①シンチレーション式放射線量簡易測定器を市民などに貸し出します。
- ②家庭で行う低減対策への指導や情報提供を行います。

- ③市内の空間放射線測定値を、市民向けGIS（いち案内）で公開します。
- ④河川、海域などについて、国や県などの管理者が実施する放射性物質の調査結果を注視し、市でも補完的に調査を行います。
- ⑤市公式ホームページを通じて情報の周知を図るとともに、正しい知識の普及、啓発に努めます。
- ⑥内部被ばくに対して、市内産農産物等や学校給食等の検査を実施します。

【問い合わせ先】




市川市 危機管理室 放射能対策課

電話：047-704-0007（直通）

○ 空間放射線量低減対策・測定等実施スケジュール

平成24年11月30日

項目	平成24年10月～12月	平成25年1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	平成26年1月～3月	
環境測定	・学校、幼稚園、保育園、等の測定					・学校、幼稚園、保育園、等の測定	
	→		→		→	→	
	・定点測定						
	<河川・海域など> ・国や県の管理者などによる調査 ・市による補完的調査						
環境測定	→						
	<道路など> ・走行サーベイによる空間線量率の測定						
学 保 幼 校 育 稚 園 等 な ど	→						
	局所的な場所で低減対策を実施 ・集水樹の土砂撤去、雨樋下等の土の天地返し ・校庭、園庭の整備 ・砂場の整備、補充						
公 園 ス ポ ー ツ 施 設 公 民 館 他 の 市 の 施 設	→						
	局所的な場所で低減対策を実施 ・芝生、草地の深刈り ・落ち葉の除去 ・集水樹の土砂撤去、雨樋下等の土の天地返し ・砂場の整備、補充						
そ の 他	→						
	・簡易測定器の貸し出し（市民・団体対象）		・市民への正しい知識の普及、啓発				
そ の 他	→						
	<内部被ばく対策> ・市内産の農産物の検査 ・給食食材のサンプル検査 ・学校等の給食(5日間)まるごと検査 ・プール水の検査						

【凡例】  :低減対策  :測定(調査)  :貸し出し・市民への周知

※本実施スケジュールは、必要に応じて見直しを実施します。